

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
(県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託審査委員会) 設置要綱

(設置)

第1条 県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務の実施に当たり、公募型企画提案方式による候補者の選定を適切かつ公正に行うため、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会(県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託審査委員会)(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿の者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を置くことができる。

(審査)

第4条 審査は「県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託公募プロポーザル評価基準」により行う。

(会議の公開)

第5条 審査委員会は、会議概要及び会議録を公開するものとする。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、農政総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月9日から施行し、委託契約日をもって廃止する。